

# 岡田事務所通信

令和2年8月号(第180号)

社会保険労務士法人岡田事務所  
〒080-2471 帯広市西 21 条南 2 丁目 21 番 13 号  
TEL : 0155-33-5535 FAX : 0155-33-5604  
E-mail : support@office-okada.jp  
URL : <http://www.office-okada.jp/>

## 最低賃金、引き上げ目安示さず 事実上の据え置きに

厚生労働省の中央最低賃金審議会の小委員会は、2020年度の最低賃金について全国平均の目安を示さないことを決めました。事実上、2019年度の最低賃金額を据え置く形になります。新型コロナウイルスによる景気低迷を受けて賃上げ凍結を主張する経営側に配慮しました。最低賃金を引き上げるかどうかは都道府県の判断に委ねることになります。

小委員会は「目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」だと結論を出しました。目安を示さなかったのはリーマン・ショックがあった09年度以来になります。都道府県の審議については地域の雇用情勢などを踏まえて対応するよう求めました。

## 北海道の有効求人倍率 0.93 倍、6 カ月連続低下

北海道労働局が7月末に発表した6月の北海道の有効求人倍率は前年同月比0.23ポイント減の0.93倍でした。6カ月連続でマイナスとなり、全国と比べて求人数の落ち込みが目立ちます。

新規求人数は15%減の2万7千人、求職者数は2%増の1万7000人と6カ月ぶりに増加に転じました。業種別では情報通信業の求人数が23%増えましたが、小売業やサービス業など他の7業種で減っています。

なお、7月末現在の雇用調整助成金の申請件数は1万6000件で、うち8割にあたる1万3000件の支給を決定しています。

## 小売店員の新型コロナ感染、初の労災認定 経路不明でも接客多く

新型コロナウイルスに感染した小売店の販売員が、感染経路は特定できないが仕事で感染した可能性が高い働き手として、医療従事者以外で初めて労働災害(労災)に認定されました。

厚労省によりますと、認定された販売員は日々数十人に商品を説明するなど客との接触が多かったため、業務による感染として認定が決まったということです。厚労省は、感染リスクが高い医療従事者の場合は業務外での感染が明らかなきを除いて原則労災と認めることにしているほか、スーパーのレジ担当など日常的に不特定多数と接する仕事などの場合も、柔軟に認定する方針を示していました。新型コロナ感染による労災の申請は7月上旬までに501件あり、うち96件の支給が決まっています。

## 令和元年度個別労働紛争状況 「いじめ・嫌がらせ」8年連続トップ

厚生労働省は、令和元年度の個別労働紛争解決制度施行状況をまとめ、相談件数は118万8340件となり、これを平成30年度と比べると、相談件数は6.3%の増加となっています。このうち、民事上の個別労働紛争に関するものは27万9210件で、相談内容の内訳は、いじめ・嫌がらせに関するものが8年連続でトップとなり8万7570件(全体の25.5%)、ほかでは、自己都合退職に関するものが4万81件(同11.7%)、解雇に関するものが3万4561件(同10.1%)などとなっています。



- ひまわり畑 -

## ◆ ご存知ですか？ ◆

### 【同一労働同一賃金】

同一労働同一賃金とは同一企業内における正社員と非正規社員間の不合理な待遇差の解消を目指す施策です。具体的には正社員と非正規社員の基本給や手当、賞与等のあらゆる待遇について不合理な待遇差を設けることが禁止されます。待遇差が不合理なものかどうかは職務内容や配置転換の内容等、個々の事情に応じて判断されます。又、非正規社員が事業主に対して正社員との待遇差の内容や理由等について説明を求めることができるようになります。この施策に関して中小企業では2021年4月からパートタイム・有期雇用労働法が施行されますので、給与や手当、賞与等の支給基準を明確にしておくことが必要となります。

## 事務所より

8月に入り、本来であれば北海道も短い夏を楽しむシーズンなのですが、全国的に新型コロナウイルスの第2波と呼べるような感染拡大が見受けられ、観光地やイベントへのお出かけも限定的になってしまっているのが現状かと思えます。収束まではこうした自粛と緩和を交互に続けていくことは分かっているのですが、今までの生活と状況が一変する中、気持ちの切り替えが難しいですね。日頃からの感染予防はもちろんですが、自分自身や家族の心のケアも心がけていきたいものですね。

新型コロナウイルスの感染拡大が長引く中、雇用の環境にも影響が出てきています。会社においては採用者の抑制や休業状態の長期化、家族を含む体調不良者の出勤停止措置等が見られますが、国の施策においても今号の記事にも記載した通り、最低賃金が据え置かれる可能性が高くなっています。現時点で大きく影響を受けていない業種であっても今後何らかの影響が出ることは十分考えられます。今までの雇用環境とは違ってきていることを認識した上で、今後の雇用計画や人材活用について考えておくことが重要になってくるかと思えます。

## 業務内容

### 社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

### 行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

ここ数年、北海道においても夏場に熱中症による体調不良で労災の申し立て件数が増える傾向にあります。建設業や農業、警備業等の外仕事が必要な業種はもちろんですが、室内で行う業種においても人手不足も相まって熱中症と思われる症状で体調不良を訴える事案が発生しています。適度な休憩と水分補給に気を配り、健康状態に配慮することが熱中症防止において重要かと思えます。

